

## 2020年5月 マンスリーレポート

### 1. オンライン説明会のご案内

本事業の一環として、窓口のご説明や昨年の実績に基づく問合せ事例についての説明会の開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルスの影響により出張を伴う会合を開催することがまだしばらくは難しいため、代替案としてオンラインで説明会の動画をご覧いただけるようにいたしました。

オンライン説明会動画は窓口のWEBサイト (<https://emergency.co.jp/onestop/>) に掲載いたしました。説明会の内容について、相互に質疑応答や意見交換のできる機会を設けることも可能です。その場合はライブ配信等も企画いたしますので、ご意見・ご要望などお寄せください。

### 2. ワンストップ窓口へのご相談事例

#### 相談事例：1

**ご相談**：1月に娘を訪ねて来日したが、その後帰国できず、現在当院で治療中。医療費は高額になりそうだが、海外旅行保険等に加入しておらず、当院としては未収金が発生しないか心配だ。娘には入院・手術の連帯保証人に署名してもらっている。今から旅行保険に入っていたくことはできないか？

**ご対応**：本年の4月より民法改正により、連帯保証の書面に上限額・極度額の記載が必要になったことをお伝えしたところ、当該医療機関ではそのような記載のないものを使用しているとのこと。上限額の入った書面で家族の連帯保証を取り付け直した方がよい旨を助言し、書面のひな型を提供した。

旅行保険等の保険は事前に参加するのが前提であり、これから加入したとしても現在の病気は補償の対象とはならない旨を説明。

手持ちの現金もクレジットカードもないとのことだったので、まずは医療費の概算を提示し、分割でもよいので退院前に可能な限り支払っていただくように助言し、さらに母国の家族からの送金方法等についても注意事項とともに情報を提供した。

#### 相談事例：2

**ご相談**：心臓疾患で入院中の患者の帰国搬送を予定している。当院では帰国搬送の経験はないが、金銭面などの理由により患者側が自分達で搬送手配をする意向のため、注意点をチェックリストにして教えてほしい。患者は人工心肺を装着しており、空港までは当院が外部委託して運ぶ予定だが、制限区域移動となるため国交省と確認をしながら進めている。

**ご対応**：通常このような場合、医療用チャーター機（エアアンビュランス）での搬送となるため、詳細は患者が手配した商用機の航空会社への確認が必要であり、また搬送業者によってやり方が異なるため詳細なチェックリストの作成はできかねる。旨を説明。

制限区域内の移動については事前に車検証、運転免許証、空港までエスコートされる医療者の身分証明書を提出し、車両手配元、航空会社、空港当局が事前に打ち合わせし、進入許可を得ておく必要がある。

人工心肺の関税については、空港の税関事務所か航空会社、もしくは今回は定期便でなくチャーター便なのでハンドリングエージェントとなっている可能性のある日本の航空会社および人工心肺のメーカーに問い合わせ、必要書類や手順を確認することをお勧めする。メーカー側が「この人工心肺機器は飛行機に載せることを推奨していない。」という場合は懸念事項となるため、航空会社とメーカーとで電磁波テスト等の安全確認を十分に行った方がよい。電源の利用は問題ないと航空会社より報告を受けているとのことだが、ビジネスクラスの電源は、通常、医療器材用の電源として作られているものではないので、その点も本当に問題がないのか、再確認した方がよいと助言。

#### 相談実例：3

**ご相談**：海外からの短期研修員が高血圧の薬を服用していたが、コロナの影響で帰国日が延期され、持参した薬が残り少なくなってきた。日本で改めて治療、薬の処方となると慎重に検査もしなくてはいけなくなると思うが、当院で診察して薬を処方してよいのか知りたい。

**ご対応**：海外の処方箋をそのまま薬局に持っていても薬の処方できないため、改めて診察していただき必要であれば検査も行った上での処方箋発行になる。検査等が必要であれば事前にその費用も含めて、薬を入手するために必要な診察手順と概算金額を伝えておくと、未収金防止につながることを併せて助言。

以上

#### 【本事業事務局の連絡先】

日本エマージェンシーアシスタンス株式会社

担当者名 麻田・大久保

TEL 03-6757-1035 E-mail biz-d@emergency.co.jp